

# I. 県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組み

## 1 協議会の仕組み

### 全県会議

#### 総会

- 全県的な課題について意見交換
  - 連携・協働、役割分担のあり方の対応策の承認
  - 検討会議等での検討指示
- 構成：市町長

市長会会長、町村会会長  
知事、副知事  
危機管理統括監  
各部局長等  
地域防災総合事務所長・  
地域活性化局長

報告

指示

#### 調整会議

- 地域づくりに関する各種協議
  - 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整
- 構成：市町企画担当課長  
県各部局主管課長  
地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長

報告

指示

#### 検討会議

- 全県的な課題に関する取組
- 構成：市町関係課  
県関係課等

### 地域会議

#### 円卓パイ対話

- 市町固有の具体的課題を議論
  - 課題等の共通認識の醸成と解決を導くための協議
- 構成：市町長、知事

#### 円卓トップ・グループ対話

- 地域共通の課題を議論
  - 地域課題の共通認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議
- 構成：関係市町長、知事、地域防災総合事務所長・地域活性化局長

#### 調整会議

- 地域防災総合事務所・地域活性化局単位等での地域づくりに関する各種協議
  - 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整
- 構成：市町関係部課長  
地域防災総合事務所長・地域活性化局長  
地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長

報告

指示

#### 検討会議

- 桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀の6地域防災総合事務所、南勢志摩、紀北、紀南の3地域活性化局における地域課題への取組
- 構成：関係市町関係課、関係地域防災総合事務所・地域活性化局担当室、関係県地域機関等

課題の  
共有

事務局：県・市長会・町村会